

日司連発第2339号
平成24年2月17日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会
会長 細 田 長 司

**平成24年4月1日付け特例民法法人の移行の
登記の取扱いに関する周知について（お知らせ）**

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、特例民法法人の移行の登記の取扱いに関し、法務省民事局商事課から、別紙のとおり依頼がありましたので、お知らせいたします。

また、本取扱いの対象となる法人には、内閣府、都道府県を通じて周知される予定であることを、併せて貴会会員に周知くださるようお願いいたします。

平成24年2月16日

日本司法書士会連合会 御中

法務省民事局商事課

平成24年4月1日付け特例民法法人の移行の登記の取扱いに関する周知について（御依頼）

日ごろ、法人登記制度の円滑な運用について、格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年4月1日付けで公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行を予定している特例民法法人の移行の登記の取扱いに関し、貴会配下の単位会の会員の皆様に対し、下記について周知を図っていただけますよう、御依頼申し上げます。

記

- 1 平成24年4月1日は日曜日（登記所の閉庁日）に当たりますが、管轄商業登記所を開庁します（公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の移行による設立の登記及び特例民法法人の移行による解散の登記のみを受け付けます。）
- 2 移行予定法人は、同日に、管轄商業登記所に書面の申請書及びその添付書面並びに印鑑届書を提出していただく必要があります（3月31日（土）及び4月1日（日）には、オンライン申請はできません。万が一、3月30日（金）17時15分までにオンライン申請をされますと同日付けの受付となり、また、3月30日（金）の17時15分過ぎからオンライン申請システム稼動終了時刻までにオンライン申請をされますと4月2日（月）の受付となりますので、御注意ください。）。
- 3 申請書及びその添付書面並びに印鑑届書を管轄商業登記所に送付することも可能です。その場合には、平成24年3月30日（金）17時15分までに到着するよう書留郵便等で送付し、また、申請書及びその添付書面並びに



印鑑届書を入れた封筒の表面には「平成24年4月1日付けの特例民法法人の移行登記に係る申請書在中」と明記（朱書き）してください。

4 なお、これらの登記の申請は、同時に「オンラインによる登記事項の提出」の方法を利用していただくことが有用です。この方法を利用していただくと、申請用総合ソフトによって申請書を簡単に作成することができ、オンラインによって受付番号のお知らせ、補正のお知らせ、登記完了等のお知らせを受けることができます。

5 「オンラインによる登記事項の提出」の方法の利用方法、申請書の提出方法（郵送による方法を含む。）、同日の受付時間など、詳細については、管轄商業登記所に御確認ください。